

整理番号		奨 学 生 推 薦 調 書 記入者 職・氏名																													
本人の 氏 名																															
学校名	大学 学部 科 第 学年 学校 課程 (正規の修業期間 年)																														
成 績 等 記 入 欄	※（高等学校等，高等専門学校，大学，専修学校の専門課程の成績評定表） <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">学年 科目評定</th> <th style="width: 15%;">() 年</th> <th style="width: 15%;">() 年</th> <th style="width: 15%;">合計</th> </tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 (優)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 (良)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 (可)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td>A</td></tr> </table> 評定 科目数 認定値 $5 \times () = ()$ $4 \times () = ()$ $3 \times () = ()$ $2 \times () = ()$ $1 \times () = ()$ } $\frac{B}{A} =$ 評定平均値 合計A () B ()			学年 科目評定	() 年	() 年	合計	5				4 (優)				3 (良)				2 (可)				1				合 計			A
学年 科目評定	() 年	() 年	合計																												
5																															
4 (優)																															
3 (良)																															
2 (可)																															
1																															
合 計			A																												
独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金の推薦基準を満たす ☐																															
そ の 他 推 薦 の 参 考 事 項																															
上記の者は，健康で，人物・学業ともに優れ，かつ，学資の支弁が困難であり茨城県奨学生として適当と認められるので，推薦いたします。 年 月 日 学 校 長 茨城県教育委員会教育長 殿																															

（記載の注意）

- 1 ※印の所は該当する所を○で囲み，×印の所は記入しないこと。
- 2 成績評定表は，原則として前2年（第2学年は前1年）の科目数を記入のこと。
- 3 評定平均値は，小数点以下第2位まで記入のこと（小数点以下第3位を切捨て）。
- 4 入学一時金貸与を希望している場合，独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金に係る推薦基準を満たすことを確認し，チェック ☒ すること。
- 5 その他推薦の参考事項欄は，具体的かつ詳細に記載すること。
- 6 所定欄に記入のないものは，判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

自宅外通学希望者(朱書)

在学採用

獎 學 生 願 書

[illegible]

本人の履歴	年 月	中学校卒業	年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月

以上のとおり記載に相違ありません。

奨学生として採用のうえ奨学資金を貸与されるようお願いいたします。

なお、採用のうえは、茨城県奨学資金貸与条例の規定に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。

年 月 日

ふりがな
本人氏名

ふりがな
連帯保証人氏名

現住所

続柄 本人の()

年 月 日生

茨城県教育委員会教育長 殿

(記載上の注意)

- ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
 - 奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
 - 入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。
 - 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記載し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
 - 家族の状況のうち、続柄の前に、別居者に×印を付けること。
 - 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
 - 本人の履歴は、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
 - 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者(本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人)で、将来奨学資金返還の責任を負いうる者であること。
- なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

茨城県奨学生募集（在学採用）についてのQ & A

電話による問合せの多かった案件を記載しています。様式の書き方など詳細については、記入例をご覧ください。

Q 1 【出願の流れ】

どのように出願すればいいか。

A 1

募集要項一式については、茨城県教育委員会ホームページ内に掲載されている茨城県奨学資金の紹介ページから様式をダウンロードするか、学校の奨学金担当から配付を受けた上、申請者が作成する書類を作成し、必要な添付書類を添えて学校に提出し、学校を通じて茨城県に提出することになります。

なお、学校の推薦が必要ですので、締め切りについては学校の指示に従ってください。

【茨城県奨学資金のページ：「茨城県奨学資金」で検索】

(URL) <http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/gakkou/koukou/syogakukin/syougaku.html>

Q 2 【採用関係】

基準を満たしていても、採用されないこともあるのか。

A 2

茨城県奨学生募集要項に定める推薦基準に合致する者を選考対象とし、家計及び学力等について得点基準を設け、得点の高い順に採用します。申請者数が募集定員を上回った場合は、推薦基準を満たしていても採用されないことがあります。

Q 3 【併願について：奨学金（月額貸与）関係】

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていないこととあるが、併願できないのか。

A 3

併願することはできますので、採用決定後の第1回支払の前までに茨城県奨学資金又は日本学生支援機構奨学金のどちらかを選択してください。

なお、給付型奨学金との併給は可能です。

また、茨城県奨学資金の採用決定を受けた方が日本学生支援機構奨学金の貸与を受ける場合は、茨城県へ「奨学資金貸与辞退届」（様式第11号）を提出して茨城県奨学資金の貸与を辞退していただく必要があります。

手続を怠り、併給の事実が明らかになった場合は、併給していた期間の茨城県奨学資金については速やかに返還していただくことになりますので御注意ください。

Q 4 【留年について：奨学金（月額貸与）関係】

留年しているが申し込むことはできるか。

A 4

申請時において留年している方は、申込みができません。

Q 5 【通学区分について：奨学金（月額貸与）関係】

自宅外通学しているが、書類がそろわないので自宅通学の区分で申し込むことは可能か。

A 5

自宅外通学の月額の方が高いことから、自宅外通学者でも自宅通学の区分で申し込むことは認めています。（自宅通学の方が自宅外通学の区分で申し込むことはできません。）

Q 6 【自宅外通学の証明：奨学金（月額貸与）関係】

自宅外希望であるため、自宅外通学を証明する書類が必要になるが、住民票を移していない。どうすればよいのか。

A 6

現在住んでいる住居がアパート・マンションなど賃貸契約を結んでいる場合は、アパートの契約書のコピー（全て）を添付してください。学校等の寮や親戚の家など賃貸契約を結んでいない場合は、学校の管理部や家主に、その場所に貸与希望者が住んでいることの証明書（任意様式）をもらい、添付してください。

Q 7 【要件について：入学一時金関係】

「日本学生支援機構から24万円の一時金給付を受ける者でないこと」とされているが、給付型奨学金を受ける場合、対象とならないのか。

A 7

社会的援護を要する人に該当して日本学生支援機構の給付型奨学金を受ける場合、入学時に一時金24万の給付を受けられますが、その給付を受ける者は対象になりません。

入学一時金の貸与決定者が、当該給付を受ける者として決定した場合には、入学一時金の貸与を辞退する必要があります。

なお、上記の場合でも、奨学金（月額貸与）は、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていなければ、辞退する必要はありません。

Q 8 【要件について：入学一時金関係】

大学等卒業後、茨城県に居住等する意思を有することとあるが、選択肢の一つくらいに考えていても対象となるのか。

A 8

意思については、願書に記載していただくこととなりますが、意欲が低いと認められる場合、対象外とはならないものの採用順位は低くなる可能性があります。

なお、願書に卒業後の茨城県への居住等の意思の記載がない場合には、その意思がないものとみなし、貸与対象外といたします。

Q 9 【家計基準確認書類：奨学金（月額貸与）関係】

誰の収入証明書類を添付したらよいのですか。

A 9

以下のとおりです。

- ① 父母が共にいる場合は、それぞれの証明書類。

父（または母）のみしか収入がない場合でも、母（または父）の収入証明書（市町村発行の所得証明書）を添付してください。

- ② 父母いずれか一方しかいない場合は当該の父または母のみの証明書類。

- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の生計を維持する者の証明書類（2人いれば2人それぞれ）

- ④ 上記①～③の場合で、他者からの援助等（生活保護等、公的機関からのものは除く）により学生本人の生計が維持されている場合には、援助額等を証明する書類。

Q10 【家計基準確認書類：奨学金（月額貸与）関係】

家計は誰の収入で判定するのですか。

A10

以下のとおりです。

- ① 父母が共にいる場合は、父母両方の収入の合計で判定します。

- ② 父母いずれか一方しかいない場合は、当該の父または母のみの収入で判定します。

- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の生計を維持する者の収入で判定します（2人いれば2人それぞれ）

Q11 【成績について：奨学金（月額貸与）関係】

奨学生推薦調書の成績証明について（調書は学校側が記入） 1年生の場合は、高校の2年3年の成績を記入する必要があるが、高校の成績が分からない。どうすればよいか。

A11

学校側に高校の成績のデータがない場合は、貸与希望者に出身高校から取り寄せてもらうなどして確認してください。

Q12 【成績について：奨学金（月額貸与）関係】

評定平均が3.0未満の者は出願できないのか。

A12

専修学校の専門課程に在学する方については、評定平均が3.0未満であっても、学校長が勉学に意欲があると認め推薦した方は出願することができます。

また、以下のいずれかに該当する方については、特例として出願することができます。

- ① 第1学年在学者で、入学試験の成績が所属する学部・学科の入学者の上位2分の1以内である者
- ② 災害、病気その他の事故などにより主たる家計支持者を失った者
- ③ 出願前1か年以内に火災・風水害などにより著しい被害を受けた者の子弟
- ④ 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- ⑤ 障害のある者

Q13 【家計基準確認書類：入学一時金関係】

誰の「(非)課税証明書」等を添付したらよいのか。

A13

以下のとおりです。

① 父母が共にいる場合は、それぞれの証明書。

父（または母）のみしか収入がない場合でも、父母それぞれの証明書（原本）を添付してください。

② 父母いずれか一方しかいない場合は当該の父または母のみの証明書。

③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の生計を維持する者の証明書（2人いれば2人それぞれ）

Q14 【入学一時金関係】

奨学金（月額貸与）を申し込まず、入学一時金だけ申し込むことは可能か。

A14

入学一時金だけ、奨学金（月額貸与）だけ、入学一時金と奨学金（月額貸与）両方、いずれの申込みが可能です。

なお、入学一時金と奨学金（月額貸与）の要件は異なりますので、御注意ください。

Q15 【入学一時金関係】

卒業後、茨城県に居住等しなかった場合、何かペナルティがあるのか。

A15

卒業後に、結果的に茨城県に居住等しなかった場合は、返還計画に従って返還していただくことになります。

Q16 【免除対象となる就職先について：入学一時金関係】

業種などの制限はないのか。

A16

原則として制限はありませんが、就職した会社等が暴力団と関係があるなど免除が不適切と認められる場合には、免除は認められません。

Q17 【資金使途について：入学一時金関係】

入学一時金の貸与とあるが、貸与を受けた資金は、入学金などに充てなくてはならないのか。

A17

資金使途は特に限定しておりません。

提出書類チェックシート(貸与希望者用)

貸与を希望 する奨学資金	左欄の貸与を希望する奨学資金に係る確認事項	確認結果
-----------------	-----------------------	------

1 「奨学生願書(両面)」について

奨学金 (月額貸与)	(1) 自宅外希望の場合は、左上の希望者欄に朱書きで「自宅外希望」と記入されていますか。	YES NO
	(2) 奨学資金の貸与希望期間は、平成31年4月から学校の正規の修業期間の残修業期間となっていますか。	YES NO
入学 一時金	(4) 「家族経済状況及び奨学資金希望理由」欄に、卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内で就業する意思の記載はありますか。	YES NO
共通	(3) 貸与希望者が未成年の場合、連帯保証人は親権者又は未成年後見人となっていますか。(詳細は、奨学生願書の裏面注意事項参照)	YES NO

■2 添付書類について

奨 学 金 － 月 額 貸 与 －	(1) 市町村役場発行の「所得証明書」(平成29年所得のもの)は父母2人分が添付されていますか。(父母いずれか一方しかない場合は、当該の父または母のみで可) ※入学一時金の貸与も併せて希望している者の場合は、下欄(3)の書類(父母の「(非)課税証明書」など)の添付があれば所得証明書は不要	YES NO
	(2) 給与収入に大幅に変動がある場合、以下の書類が添付されていますか。(募集要項13ページ参照) ・源泉徴収票の写し(平成30年収入に係るもの) ・年間収入見込算出表 ・直近数か月分の給与月額が確認できる書類	YES NO
	(3) 特別控除に該当する就学者がいる世帯であることの証明について、以下の書類が添付されていますか。(詳細は、募集要項15頁参照) ・「在学証明書」又は「学生証」の写し ・自宅外通学の場合、住所が確認できる書類の写し (添付がない場合、自宅通学とみなします。)	YES NO
	(4) 同一世帯に祖父母がいる「母子・父子世帯」が特別控除を希望する場合、祖父母の所得証明書が添付されていますか。 (添付がない場合、特別控除は該当なしとなります。)	YES NO
入 学 一 時 金	(5) 「(非)課税証明書」(平成30年度課税のもの)は父母2人分が添付されていますか。(父母いずれか一方しかない場合は、当該の父または母のみで可) ※入学一時金貸与希望者の家計確認書類は「(非)課税証明書」です。「所得証明書」ではありませんので注意すること。 ※父または母が無収入の場合でも、父母2人分が必要 ※生活保護世帯は以下の書類でも可 ・生活保護受給証明書(父母の氏名が記載されているもの) ・生活保護決定(変更)通知書等	YES NO

